

第4章 緑地の保全及び緑化の目標

1. 都市公園等として整備すべき緑地の目標水準

本市における都市公園等の整備水準は、平成16年10月末で8.85㎡/人となっており、国の目標水準20㎡/人に対して約44%と低い整備率となっていることから、国の目標水準をめざすために次の新たな都市公園等を整備します。

都市公園に関しては、目標年次の平成37年度までに、街区公園16箇所（約5.2ha）、近隣公園2箇所（約4.0ha）、地区公園1箇所（4.0ha）、都市緑地27箇所（約13.0ha）を整備します。

また、公共施設緑地に関しては、市民農園1箇所（約0.5ha）、道路環境施設帯（約1.5ha）を整備します。

これらの都市公園等の整備により目標年次である平成37年における都市公園等の整備目標量として、10.67㎡/人を設定します。

年次	現況 (平成16年10月末現在)	中間年次 (平成27年度)	目標年次 (平成37年度)
都市公園	7.17㎡/人	8.90㎡/人	9.04㎡/人
都市公園等	8.85㎡/人	10.57㎡/人	10.67㎡/人

注) 都市公園等＝都市公園＋公共施設緑地

2. 緑地の確保目標水準

本市における現況（平成 16 年 10 月末現在）の緑地の占める割合は、市街化区域内では 6.6%（82.42ha）、都市計画区域全体では 27.7%（959.77ha）です。

目標年次までに、地域制緑地は減少しますが、都市公園、公共施設緑地は増加することで、市街化区域内では増加をめざし、都市計画区域内（市全体）では、現況程度の緑地確保を維持することをめざします。

よって、目標年次（平成 37 年度）における緑地確保目標量は、市街化区域内（1,245.0ha）に対し概ね 8%にあたる約 103ha、また、都市計画区域内に対し概ね 29%にあたる約 987ha と設定します。

■ 緑地確保目標量（市街化区域内）

緑地確保目標量	現況 （平成 16 年 10 月末現在）	中間目標年次 （平成 27 年度）	目標年次 （平成 37 年度）
		約 82ha（6.6%）	約 100ha（概ね 8%）
緑地の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 44.4ha ・公共施設緑地 7.1ha ・民間施設緑地 2.2ha ・地域制緑地 28.9ha （重複分 0.2ha） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 62.1ha ・公共施設緑地 8.1ha ・民間施設緑地 2.2ha ・地域制緑地 28.9ha （重複分 0.9ha） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 66.9ha ・公共施設緑地 8.1ha ・民間施設緑地 2.2ha ・地域制緑地 25.9ha （重複分 0.9ha）

■ 緑地確保目標量（都市計画区域内）

緑地確保目標量	現況 （平成 16 年 10 月末現在）	中間目標年次 （平成 27 年度）	目標年次 （平成 37 年度）
		約 960ha（27.7%）	約 987ha（概ね 28%）
緑地の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 60.7ha ・公共施設緑地 14.3ha ・民間施設緑地 11.4ha ・地域制緑地 891.1ha （重複分 17.7ha） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 85.4ha ・公共施設緑地 16.0ha ・民間施設緑地 11.4ha ・地域制緑地 891.8ha （重複分 18.4ha） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 90.4ha ・公共施設緑地 16.3ha ・民間施設緑地 11.4ha ・地域制緑地 886.9ha （重複分 18.4ha）

3. 緑化に対する都市全体の目標

本市における緑化目標は、以下のように設定します。

都市公園等は、目標水準は国の指針である30%以上を設定します。

幹線道路は、16m以上の都市計画道路とし、目標年次までに今後整備される路線で緑化することを目標として設定します。

その他の公共公益施設は、各施設によって緑化率に差があるため、全体平均の目標を20%として設定します。

住宅地は、敷地面積を165㎡(50坪)で、建物が99㎡(建ぺい率約60%)、物置や駐車スペース等が30㎡とした場合、36㎡(約22%)が緑化可能な空地となることから、20%以上を設定します。(なお、森林法の開発行為に係わる住宅団地の造成については、同法に基づく残地森林率20%の規制があります。)

商業地は、敷地面積の大きさにより、緑化可能な空地を確保することが出来ない場合があり、緑化率を設定することが難しいことから、フラワーポットを店先や接道部に置くことを目標に設定します。

工業地は、建ぺい率60%の場合残り40%が空地であることから、空地の半分である敷地の20%を目標として設定します。(なお、森林法の開発行為に係わる工場、事業所等の設置については、同法に基づく残地森林率25%の規制があります。)

区 分		緑化目標（目標年次・平成37年度）
都市公園等		緑化率 30%以上
公共公益施設	幹線道路	16m以上の都市計画道路
	その他の公共公益施設	緑化率 20%以上
私有地	住宅地	敷地内緑化率 20%以上
	商業地	1建物にフラワーポット1箇所以上
	工業地	敷地内緑化率 20%以上

